

第 23 話 大震災と大正末期の国内事情

突如として起こった関東の大地震。 横浜は全滅、東京も大半は焼野と化したほど
 だったが、罹災民は雄々しくもすぐに起って復興に努める。
 国民精神を興こす 詔書。 普通選挙法の公布。

空前の大震災

大正 12 年 西暦 1923 年 9 月
 1 日 午前 11 時 58 分、突如として
 関東地方の南部に大地震が起こ
 った。

震源地は東京の南方 104
 km、即ち伊豆大島の東方 180 km
 の海底で、相模灘の地震帯の陥
 没によるものといわれる。



激震地帯は相模灘および東
 京湾の沿岸並びに房総半島の南
 部一帯でしたが、無数の家屋が
 倒潰したところに大火災を伴ったところが少なくなかったの
 でした。

関東大震災
 中央気象台の大時計の止まった刹那
 大正 12 年 9 月 1 日 午前 11 時 58 分 44 秒

現に東京市の如きは、股賑を極めた下町の商業地区から江東の工業地区にかけて、全市街のおよ
 そ 2 / 3 が焼野と化し、横浜、横須賀、鎌倉、小田原および房州の北條、館山などの市街は殆ど全滅
 に近い被害を受けた。又、相模の海岸をはじめ、大津波に襲われたところも少なくなかったのです。

死者は 98,000、傷者は 100,000 を超えたが、このうち、死者の 65,000 は東京市のだけで、更にその
 うち約 38,000 は本所(現北区)の被服廠址の広場に避難して、そこで八方から渦巻きこんだ火焰に包ま
 れて焼死したのです。失われた家屋は凡そ 570,000 に余り、そのうち東京市のだけが 370,000 を超えた。
 失われた国富は百数十億円と算された。しかも、それにも増した大きな損害は、江戸 300 年の文化と
 新興日本の文化との大半が一朝にして烏有に帰したことです。まことに世界地震史上で空前の大災厄
 でした。

復興を図る

何もかも根こそぎ焼き尽くされてしまった 2,000,000 の罹災者が、一時茫然として為すところを知ら
 なかったのはいうまでもない事です、一般の国民もまた今更のように大自然の威力の偉大なのには
 驚き恐れずにはいられなかった。しかも、一時は東京を中心とした通信交通の機関も殆ど滅びた上に、

第 23 話 大正末期の国内事情

しきりに流^{りゅうげんひ}言^ご蜚^{じんしんきょうきょう}語^{さいやく}が行^くわれたので、人心^{くんれん} 恟々^{しん}、大^{だい}災^{さい}厄^{やく}に對^{たい}して經^{けい}驗^{げん}の^{ない}、從^{じゆ}つて訓^{くん}練^{れん}の^{ない}市民^しの^いた^{かな}痛^{ろうばい}ましくも悲^{ばくろ}しい狼^{かいげんれい}狼^{けいかい}ぶ^りりをさんざんに暴^{しだい}露^おした。間^まもなく戒^{かい}嚴^{げん}令^{れい}の警^{けい}戒^{かい}で、人心^{しん}も次^じ第^{だい}に落^おちつき、官^{くわん}民^{みん}共^こに全^{ぜん}力^{りき}をつくして復^ふ興^{きやう}をはかると共^こに、大^{だい}いに罹^り災^{さい}者^{しや}の救^{きゆう}助^{じゆ}に努^{つと}めた。

この時^{とき}、わが皇^{こう}室^{しつ}も長^{なが}くも一^{いち}千^{せん}万^{まん}円^{えん}の救^{きゆう}護^ご費^ひを下^か賜^しになり、政^{せい}府^ふは二^に千^{せん}六^{ろく}百^{ひゃく}万^{まん}円^{えん}を支^し出^しし、民^{みん}間^{かん}の義^ぎ金^{きん}は実^{じつ}に四^し千^{せん}万^{まん}円^{えん}を越^こえした。この外^{がわい}、海^{かい}外^{がい}諸^{しよ}国^{こく}の同^{どう}情^{じやう}も靡^ひ然^{ぜん}として集^じまつて、アメリ^あカ合^あ衆^{しゆ}国^{こく}、中^{ちゆう}国^{こく}、イギ^いリ^りス、フ^ふラ^らンス、イ^いタ^たリ^りア、ベル^べギー、オ^おラ^らン^んダ、ド^どイ^いツ。ロ^ろシ^しア、オ^おス^すト^とリ^りア、ハン^{はん}ガ^がリ^りー、ル^るー^るマ^まニ^にア、フ^ふィ^いン^んラ^らン^んド、チ^ちリ、メ^めキ^きシ^しコ、フ^ふィ^いリ^りッ^っピ^ぴン、カ^かナ^なダ、オ^おス^すト^とラ^らリ^りア、エ^えジ^じプ^ぷト、イ^いン^んドな^などか^から^らも、そ^それ^れぞ^ぞれ^れ金^{きん}品^{ひん}物^{ぶつ}資^しを贈^{おく}ら^られた。

罹^り災^{さい}民^{みん}は大^{だい}いにこれに感^{かん}激^{げき}して、雄^お々^おしくも起^たつて復^ふ興^{きやう}につとめたので、や^やが^がて掻^かき起^おこされた焦^{しやう}土^どの上^{じやう}にはぼ^ぼつ^つぼ^ぼつとバ^たラ^らックが建^たち始^しま^まつて、10 月^{げつ}に入^いった^{ところ}から、次^じ第^{だい}に生^{せい}業^{ぎやう}に就^つくもの^{もの}が多^{おほ}くな^なった。11 月^{げつ} 15 日^{にち}には人^{じん}心^{しん}も全^{ぜん}く安^{あん}定^{てい}したので、戒^{かい}嚴^{げん}令^{れい}は解^とか^かれた。

大戦中の好景気

これより先^{さき}き經^{けい}済^{さい}の面^{めん}で、欧^{おう}州^{しゆう}大^{だい}戦^{せん}の勃^{ぼつ}発^{ぱつ}によつて、我^{わが}が国^{こく}は交^{かう}戦^{せん}国^{こく}から^の需^{じゆう}要^{ぎやう}の激^{げき}増^{ぞう}と、並^{なら}びにそれらの交^{かう}戦^{せん}国^{こく}に代^たわつて中^{ちゆう}国^{こく}、イ^いン^んド、南^{なん}洋^{やう}などへ物^{ぶつ}資^しの供^{きゆう}給^{きゆう}を要^{やう}求^{きゆう}されたので、輸^{しゆ}出^{しゆつ}品^{ひん}工^{こう}業^{ぎやう}と貿^{ぼう}易^い市^し場^{ばう}とがにわかに拡^{かく}大^{だい}され、幾^{いく}年^{ねん}か輸^{ちゆう}出^{しゆ}超^{ちゆう}過^かがつづいた。從^{じゆ}つて国^{こく}家^けの財^{ざい}政^{せい}もや^やや豊^{ゆた}かになり、国^{こく}民^{みん}にはまた所^い謂^{わい}成^{せい}金^{きん}が出來^いて、総^{そう}体^{たい}に世^{せい}間^{かん}の景^{けい}気^きがよ^よか^かつた。と^とは言^いえ、こ^これはも^もと^とより大^{だい}戦^{せん}中^{ちゆう}の一^{いち}時^じの変^{へん}態^{たい}現^{げん}象^{しやう}な^なので、や^やが^がて休^{きゆう}戦^{せん}条^{じョう}約^{やく}が結^{むす}ば^はれると^と同^{どう}時^じに、早^{はや}くもそ^その反^{はん}動^{どう}があら^あわれは^はじ^じめて、大^{だい}正^{しやう}8 年^{ねん}か^から^らま^また^たし^して^も輸^{しゆ}入^{にゅう}超^{ちゆう}過^かに逆^{ぎやく}転^{てん}した。

殊^{とと}に翌^ぎ年^{ねん}3 月^{げつ}には、ついに反^{きやう}動^{どう}的^{てき}恐^{おそ}慌^{わう}をも現^{げん}出^{しゆつ}したが、な^なお一^{いち}般^{ぱん}の市^し場^{ばう}は在^{ざい}来^{らい}の情^{じやう}勢^{せい}で活^{かつ}気^きを呈^{てい}していた。物^{ぶつ}価^かは戦^{せん}前^{ぜん}の3 倍^{ばい}にも騰^{とう}貴^きして^{いた}にもか^かか^かわ^わら^らず、購^{かう}買^{ばい}力^{りき}もこ^これに伴^{ばん}つて膨^{ぼう}張^{ちやう}して^{いた}たので、成^{なり}金^{きん}ばかりか、一^{いち}般^{ぱん}に金^{きん}づか^かい^が荒^あら^らく、中^{ちゆう}には驕^{きやう}奢^{しや}な事^じをして、享^{きやう}楽^{らく}にそ^その^{日々}を暮^{くら}ら^らして恥^はじ^じないもの^{もの}な^なども少^{せう}なくな^なかつた。

国民の思想の動揺

その上^{じやう}、大^{だい}戦^{せん}中^{ちゆう}か^から^ら戦^{せん}後^ごにか^かけて、ヨ^よー^ろッ^ぱに起^{おこ}つたロ^ろシ^しアの^{革命}を^はじ^じめ、中^{ちゆう}欧^{おう}一^{いち}帯^{たい}、バル^ばル^らカ^かン^ん半^{はん}島^{とう}諸^{しよ}国^{こく}の民^{みん}族^{ぞく}的^{てき}、民^{みん}主^{しゆ}的^{てき}改^{かい}造^{ぞう}な^など^の影^{えい}響^{きやう}から、我^{わが}が国^{こく}民^{みん}の^{思想}も^とか^かく^動揺^{どう}を^まぬ^かれ^れず、^{とも}す^{れば}輕^{けい}佻^{てい}に^流れ、^詭激^{げき}に^走る^風も^{また}生^{せい}じた^{ので}、^{それ}や^これ^やの^ため^に、^心あ^る者^はひ^そか^に眉^{まゆ}を^ひそ^めて^世を^憂えて^{いた}。

そこ^こに、突^{たち}如^まとして^関東^{てん}の^大地^{てん}震^{けん}が^起こ^つた^{ので}。忽^{たち}ち「天^{てん}譴^{けん}！」の^一語^ごが、^だれ^がが^いい^出した^{とも}なく^国民^の間^にに^伝わ^つて、^相共^あに^平素^{へい}の^行い^をを^省み、^恐れ^懼れて^慎み^あつた。

国民の精神の作興に関する詔書

あたかもこの時^{とき}、即^{かい}ち^{げん}戒^{れい}令^とが^解か^{れる}5 日^{にち}前^{ぜん}の^大正^{しやう}12 年^{ねん}11 月^{げつ}10 日^{にち}、天^{てん}皇^{こう}は^特に^国民^の精^{せい}神^{しん}の^作興^{さく}に^関する^{以下}の^詔書^を下^{くだ}して^国民^を戒^{いまし}め^られた。

朕^{ちんおも}惟^{こうりゆう}うに、国家興^{もと}隆^{ごうけん}の本は国民精神^あの剛健^{これ}に在^{かんよう}り。之^{しん}を涵養^さし之^もを振作^{こくほん}して以^{かた}って国本^{これ}を固^{せんてい}くせよ。是^{とど}を以^{えんげん}って先帝^{さかのぼ}は意^{たいこう}を教育^{しやうじ}に留^{のち}められ、国体^{しんみん}に基づ^{みことり}き、淵源^{ちゆうじつじんけん}に遡^{すす}り、皇祖^{しん}皇宗^ぎの遺訓^{おしえ}を掲^{かさ}げてその大綱^{いくん}を昭^{かか}示^{たいこう}され、後^{しやうじ}に臣民^{のち}に詔^{しん}して忠^{おしえ}実^{かさ}勤^{いくん}儉^{かか}を勸^{たいこう}め、信義^{しん}の訓^ぎを申^{おしえ}ねて荒怠^いの誠^{いまし}めを垂^たれられた。是^これ皆^{どうとく}道德^{そんちやう}を尊^{かんようしん}重^さして国民精神^{ゆえん}を涵養^{こくほん}振作^{こうぼ}する所以^この洪謨^{どうとく}のためです。爾^{じらいすうこう}来^{あらわ}趨向^{こうりゆう}が一定^{いた}して効果^{じらいすうこう}を大^{あらわ}いに著^{こうりゆう}し、以^{いた}って国家^{こうりゆう}の興^{いた}隆^{いた}を致^{いた}せり。

朕^{そくい}、即位^{いらいしゆく}以来^{やきやうきやう}夙夜^{しやうじゆつ}競^{しやうじゆつ}々^{しやうじゆつ}として常^{にわ}に紹^{さいへん}述^あを思^{うれ}っていたが、俄^{うれ}かに災^{うれ}変^{うれ}に遭^{うれ}いて憂^{うれ}いとおそれ

で交^{こもごも}々^{こもごも}至^{こもごも}っている。

近^{がくじゆつ}ごろ学^{じんち}術^{しか}は益^ふ々^か進^かみ開^ふけて、人^{なら}智^{よう}日^やに進^{きざ}む。然^{けい}れども浮^{けい}華^{けい}放^{けい}縦^{けい}の習^{けい}いが漸^{けい}く萌^{けい}し、輕^{けい}佻^{けい}詭^{きげき}激^{ふう}の風^{またしやう}も亦^{およ}生^{じへい}じた。今^{あらた}に及^{ぜんちやう}んで時^{しつ}弊^つを革^{おそ}めないと、前^い緒^いを失^い墜^いすることを恐^いれる。況^い

や今^{さい}次^かの災^か禍^{はなは}甚^{さい}だ大^{さい}にして、今^{しやう}後^{ふく}の文^{しん}化^{こう}の紹^{しん}復^{こう}、国^{しん}力^{こう}の新^{しん}興^{こう}は皆^{しん}国民^{こう}の精^{しん}神^{こう}に待^{しん}つのです。

是^これ実^{じつ}に上^{きやう}下^{りくしん}協^さ戮^さ振^さ作^さ更^さ張^さの時^さなり。振^{しん}作^さ更^さ張^さの道^{しん}だけ^さです。先^せ帝^いの聖^せ訓^いに恪^せ遵^いして

その実^{じつ}効^{こう}を挙^あげるのみ^よです。宜^{えん}しく教^た育^たの淵^ち源^{とく}を崇^{へい}んで智^つ徳^つの竝^つ進^つを努^{こう}め、綱^し紀^くを肅^し正^くし、

風^{ふう}俗^{ぞく}を匡^{きやう}励^{れい}し、浮^ふ華^か放^{ほう}縦^{じゆう}を斥^{しりぞ}けて質^{しつ}実^{じつ}剛^{ごう}健^{けん}に趨^{おもむ}き、輕^{けい}佻^{ちやう}詭^{けい}激^{きげき}を矯^ためて醇^{じゆん}厚^{こう}中^{ちゆう}正^{せい}に帰^{かえ}し、

人^{じん}倫^{りん}を明^{あき}らかにして親^{しん}和^わを致^{いた}し、公^{こう}徳^{とく}を守^{まも}りて秩^{ちつ}序^{じよ}を保^{たも}ち、責^{せき}任^{にん}を重^{おも}んじ、節^{せつ}制^{せい}を尚^{たつ}び、

忠^{ちゆう}孝^{こう}義^ぎ勇^{ゆう}の美^びを揚^あげ、博^{はく}愛^{あい}共^き存^{そん}の誼^ぎを篤^{あつ}くし、入^いりては恭^{きやう}儉^{けん}勤^{きん}敏^{びん}業^{ぎやう}に服^{ふく}し、産^{さん}を治^{おさ}め、

出^いでては一^{いつ}己^この利^り害^{がい}に偏^{へん}せずして力^{ちから}を公^{こう}益^{えき}世^{せい}務^むに竭^{つく}し、以^もって国家^{こうりゆう}の興^{こう}隆^{りゆう}と民^{あん}族^{えい}の安^あ榮^{えい}、

社^{ふく}会^しの福^は祉^くとを図^はるべし。

朕^{きやう}は臣^よ民^いの協^い翼^よに頼^いりて弥^い国^い本^よを固^いくし、以^{かた}って大^{たい}業^{ぎやう}を恢^{かい}弘^{こう}せんことを冀^{こい}う。爾^{なん}臣^じ民^{しん}は其^それ之^{これ}を勉^{つと}めよ。

御^{ぎよ}名^{めい}御^{ぎよ}璽^じ
撰^{せつ}政^{しやう}名^な

国民^{はいどく}はこれ^{きやう}を拝^{きやう}読^おして恐^{みづか}懼^い措^いくところ^そを知ら^そず、深^{みづか}く感^い激^いして大^そいに自^そら戒^そめ、以^そって聖^そ旨^そに副^そい奉^そらんことを期^きした。こ^きうして勤^{きん}勉^{べん}努^ど力^{りよく}、向^{こう}上^{じやう}して止^やまない我^やが国民^やは、一^{いち}時^じは国^{こく}運^{うん}の発^{はつ}展^{てん}におい

ても一^{いっ}頓^{とん}挫^ざを来^きたすか^きに見^きえたこの大^{とんざ}震^き災^きをも、忽^{とんざ}ちよ^きく克^き服^きして、その後^{とんざ} 6, 7 年^き経^きった時^きには、早^{とんざ}くも東^き京^き、横^{とんざ}浜^きをはじ^きめ、その他^{とんざ}の災^き害^き地^きもみ^きな面^{とんざ}目^きを一^き新^きするに至^{とんざ}ったのです。

普通選挙法の公布

越^こえて大^ふ正^{つう} 14 年^{きやう} 5 月^{こう} 5 日^ふ、普^ふ通^{つう}選^{せん}挙^{きやう}法^{ほう}が公^{こう}布^ふされた。願^{かえり}みれば明^{しん}治^ち 23 年^{しん} 7 月^ぎに、はじ^{しん}めて衆^{しん}議^ぎ院^{いん}

議^ぎ員^{いん}の総^{そう}選^{せん}挙^{きやう}が行^ぎわ^{いん}れて、その 11 月^{しやう}に第^{しやう}一^{しやう}回^{しやう}帝^{しやう}国^{しやう}議^{しやう}会^{しやう}が召^{しやう}集^{しやう}されて以^り来^{けん}、こ^りこに 35 年^{けん}、立^り憲^{けん}政^{せい}体^{たい}はま

すま^{かく}す確^{りつ}立^しして、国民^しの政^し治^し思^し想^しも次^{せん}第^きに進^か歩^{ちやう}したので、選^{せん}挙^{きやう}権^{けん}の拡^か張^{ちやう}はその時^{せん}々^かに行^かわ^{ちやう}れてきたので

す。選^{せん}挙^{きやう}資^し格^{かく}と^しての納^{のう}税^{ぜい}条^{じやう}件^{けん}を撤^{てつ}廃^{ぱい}するとい^{あん}う案^{あん}、即^いちい^いわ^いゆる普^ふ通^{つう}選^{せん}挙^{きやう}にすべ^ひしとい^ひう案^{あん}は、久^ひ

しく政^{せい}界^{かい}の問^い題^{だい}とな^いって、幾^{いく}度^たも議^い会^{かい}に提^{てい}出^しされな^いが^ら、い^いつもその通^{つう}過^かを見^みな^なか^なったもの^{もの}です。

第23話 大正末期の国内事情

ところが、大正13年6月11日に成立した憲政会総裁加藤高明を総理大臣とする内閣は、いわゆる護憲三派内閣で、憲政会、政友会、および革新倶楽部の三派協調の上に組織されたものでしたから、同14年2月、政府がこれを議会に提出すると、大多数が与党だった衆議院でやがてこれは通過し、貴族院も3月29日に至って通過した。実に大正8年に初めて提案されて以来、7年目にして漸く議会の容れるところとなったのです。

納税条件の撤廃

そもそもこの法案は、原則として、帝国臣民たる男子で年齢25才以上の者は悉く選挙権を有し、又、30才以上の者は悉く被選挙権を有することにしたもので、ただ、

- (1) 禁治産者および準禁治産者、
- (2) 破産者で復権を有さない者、
- (3) 貧困で生活のために公私の援助を受け、または扶助を受ける者、
- (4) 一年以上一定の住居を有さない者
- (5) 6年以上の懲役または禁固以上の刑に処せられた者、
- (6) 華族の戸主、
- (7) 現役の陸海軍人、兵籍に編入された学生、生徒など、

には選挙権および被選挙権がない。

又、在職中の宮内官、司法官、行政裁判官、会計検査官、収税官、警察官などの官吏や、帰化人または生来の日本人でないものには被選挙権がなく、選挙事務に関係のある官吏や吏員は、その関係区域内においては被選挙権が無いという事はあった。

しかしこれまでのように納税額の多少によって選挙資格が定められるということは全くなくなりました。即ち苟くも一人前の日本国民たる男子である以上、何人も国家の政治にあづかることが出来るようになったのです。

なお、この法案によって普通選挙（普選）がいよいよ実施されたのは、昭和3年2月20日の総選挙からでした。

（ 第23話 大正末期の国内事情 終わり。 次は前頁に戻り、 第24話 昭和天皇の踐祚 ）